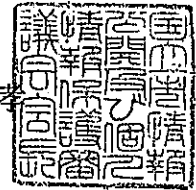




国情議収第2号
令和2年6月9日

国立市長 永見 理夫 様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会
会長 原田 泰孝



答 申 書

令和2年5月11日付け国子育発第57号により諮問のありました下記事項について、当審議会は、次のとおり意見を申し述べます。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）による、児童手当（特例給付を除く。）の受給世帯に臨時特別給付金を支給する事業を実施するに当たり、

- (1) 児童手当（特例給付を除く。）の受給者の個人情報を目的外利用することについて
- (2) 上記(1)の目的外利用及びその目的について本人に通知しないことについて
- (3) 既存の児童福祉総合システムを改修し、当該システム内に臨時特別給付金の対象者に係る個人情報ファイルを新たに作成することについて

2 当審議会の意見

(結論) 上記諮問事項に係る事務に関し、担当者から説明を受け審議した結果、可とするとの結論に達しました。

(付言) 個人情報の取扱いについて、適切に管理・運用されるよう努められたい。特に、保存期間の経過後は確実に情報を破棄されたい。